

## 生活文教常任委員会

平成 29 年 9 月 15 日（金）

午前 10 時 00 分開 会

○濱中委員長 おはようございます。

ただいまより生活文教常任委員会を開催いたします。

なお、本日傍聴の申し出があり、許可をしておりますので、よろしく願いいたします。

まずは、御挨拶からいただきます。

○藤吉副市長 おはようございます。市長が所用のため、私から御挨拶を申し上げます。

本日、生活文教常任委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。本日の委員会では、関係課から、所管する事項につきまして御報告がございますので、よろしく御審議賜るようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○濱中委員長 それでは、まず、市民サービス課からの報告事項をいただきたいと思います。タブレットのほうの送信、お願いいたします。

○内山市民サービス課長 それでは、市民サービス課のほうから、集落支援員事業についてと国民健康保険制度についての 2 点の御報告をさせていただきます。

それでは、まず、集落支援員制度について、資料をもとに説明をさせていただきます。それでは通知をさせていただきます。よろしいでしょうか。

集落支援員制度の事業実施計画書になります。まず、集落支援員制度について御説明をさせていただきたいと思います。集落支援員制度とは、平成 20 年 8 月の総務省通知、過疎地域等における集落対策の推進については、集落の住民が集落の問題をみずからの課題として捉え、市町村がこれに十分な目配りをした上で施策を実施していく方針として集落支援員の制度が定められております。

事業に要する経費は、各地方自治体で予算化された上で、活動費、報償費が翌年度に特別交付税として財政措置される仕組みとなっております。特別交付税による財政措置額は、集落支援員 1 人当たり 350 万円が上限ですが、自治会長などを兼務する場合は、1 人当たり 40 万円とされております。地域おこし協力隊とは異なり、期間が定められていないこと、地域の実情に詳しい人材の採用を念頭に置いて

いるため、地域要件が定められていないことが特徴となっております。

集落支援員像は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材とされています。また、活動内容は、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施とされています。この集落への目配りは、集落の現状把握、集落点検の実施、話し合いの促進、集落支援に関する活動とされており、特別交付税措置の対象経費は、当初は集落点検実施経費、話し合いの実施経費とされていましたが、しかし、平成25年の制度改正からは、点検、話し合いを通じて、必要と認められる施策に要する経費として、地域おこしに資する取り組みに要する経費が計上可能となりました。集落支援員制度を用いた地域おこしの活動の幅が一層広がったものと考えております。

今回の事業名につきましては、尾鷲市集落支援員事業、活動地域は尾鷲市九鬼町、委嘱期間につきましては、平成29年10月から平成30年3月までと予定しております。

事業の目的として、住民と行政の協働のもとに、地域の実情や時代に対応した集落の維持、活性化対策を推進していくことを目的とするというものです。特に、過疎、高齢化が進んだ集落の課題に向き合い、地域住民が自主的な活動でそれらを解決することができる仕組みを構築するものでございます。

実施の概要といたしまして、集落内を個別に訪問し、課題を抽出するとともに、アンケート調査を行い、それらによって得た結果を分析する。集落の巡回やアンケートにより、地域の状況把握及び課題分析に関することを行う。住民と住民、住民と行政との間で分析結果をもとに、集落の現状、課題、あるべき姿等について話し合いを行い、その中で、それらを住民にみずからの地域の課題として捉えていただく。住民がみずからの地域の課題に対して主体的に取り組み、解決していく意識づくりと土壌の醸成を目指す。地域資源（自然・景観・文化・食等）の活用方法及び市内外への情報発信を行うというものでございます。

また、考えております成果目標としましては、集落支援員がいなくなっても、地域で取り組んでいくことが自分たちで継続して活動していける状態にする。地域の支え合い活動を促進し、相互に助け合い、暮らしていける地域づくりを目指すとともに、地域内における活動の新たな担い手をつくっていくというものです。

予算額については、115万円を予算計上しております。

それでは、集落支援員設置の要綱について、担当補佐のほうから説明をさせていただきます。

○山中市民サービス課長補佐 集落支援員の設置要綱について御説明をさせていただきます。

資料2のほうをごらんください。通知させていただきます。設置要綱は、それぞれ読んでいくと時間がかかりますので、重立ったところだけ割愛して読ませていただきます。

設置、第1条のところになります。これにつきましては、住民と行政の協働のもとに、地域の実情や時代に対応した集落の維持、活性化対策を推進していくことを目的として、過疎地域等における集落対策の推進について（平成20年8月1日付総行過第95号総務省自治行政局過疎対策室長通知）に基づき、尾鷲市集落支援員（以下「支援員」という）を設置すると。これにつきましては、集落支援員の設置に関する基本的な目的及びその根拠となる国からの通達について記載をさせていただいております。

第2条の活動地域につきましては、活動地域について定めております。活動地域の単位は、コミュニティセンターを一つの地域単位とさせていただいております。

第3条については、活動内容について定めております。先ほど課長のほうから述べさせていただいたような形で内容のほうを定めさせていただいております。

第5条、委嘱についてですけれども、その2項によって、支援員につきましては、活動地域において1名を限度とするというふうな形で定めさせていただいております。

第6条、支援員の委嘱期間ですが、年度につきましては、今回予算をお認めいただいた10月から来年の3月までという形で予定をしております、予算をお認めいただいた後の話になりますけれども。通常ですと、4月から3月までの1会計年度を単位としております。また、特別交付税の交付を受けることのできる期間を範囲とし、2回までを延長することができるというふうに定めております。委嘱を延長する場合には、1会計年度ごとに委嘱期間を延長することとしております。

第7条、委嘱状についてです。支援員に委嘱されることになった者につきましては、誓約書等に署名、押印の上、委嘱状の交付を受けてからでなければ活動できないとしております。身分証明書の携帯ということで、第8条において定めております。一応、地域の実情に詳しい方というふうには定めておりますが、町なかを動き回ったりとか、アンケートをとっているときに、誰や、あの人はというような状態になったときに、きちっと市から委嘱を受けた支援員ですということが明示できるように、身分証明書は携帯するようというふうに定めております。

活動報告等、第9条についてです。活動報告については、様式第4号にある活動報告書を記入の上、通常、専任で入った支援員の方の場合には、区長及びセンター長が確認をして、市長のほうへ提出をするというふうに定めております。あと、活動報告会等への参加を市のほうから依頼した場合は、それに出席のほうをしていただいて、必要に応じては、現在の活動状況についての報告等をしていただくとしております。

報償費及び活動費として、第10条に定めております。支援員を専任にする者の場合は、1カ月の支援活動への報償として、月額14万4,600円を支払うと。ただし、活動日数が15日に満たない場合は、月額3万3,000円とするとしております。また、それ以外の活動に必要であると認めた事務用品等に関しては、準備貸与し、また、必要な活動費等は、今回補正予算で計上させていただいておりますが、市の予算の範囲内で支給するというように定めております。

(3)になります。支援員を区長等、または他の職と兼任する者に委嘱する場合は、旅費や活動費等、必要経費を含め、月額3万3,000円とするというふうに定めさせていただきました。

第11条については、旅費について定めています。これについては、尾鷲市の職員の旅費規定に準じて支給をするとしております。

12条、守秘義務について、支援員をやめた後でも、支援員のときに知り得た情報は外部に漏らさないということで、これにつきましても、誓約書等で明記をしております。

一応、要綱について主なところは以上となります。説明を終わらせていただきます。

○濱中委員長　　まず、集落支援員制度についての御説明がありました。これに関しましては、予算のほうにも計上されておりますので、予算に関するところは予算決算常任委員会のほうで詳しく御説明をしていただくとして、この要綱であるとか、委嘱に対すること、質疑のほうでもお答えいただいた部分もございますので、それと重ならない範囲で御質疑のある方、挙手をよろしく願います。よろしいでしょうか。

○高村副委員長　　支援員の活動の結果、また仕事を判断するのは、区長だけですか。

○内山市民サービス課長　　先ほどの要綱の中にもあったように、毎月の活動報告をまず区のほうへ、地区センターを通して決済を上げていただいて、それが毎月市

のほうへも届きます。最終的には市長の判断になると思うんですが、更新について判断していくというような形になると思います。

○濱中委員長　　よろしいですか。

○高村副委員長　　わかった。

○野田委員　　一般質問のこと、繰り返しになるかもわからんけれども、今回、尾鷲市にとって初めての導入になるわけですけれども、この必要性というのは、九鬼町の皆様と、今度支援員の方との関係というのは非常に良好であって、今後、この制度を利用して、2年までいけるんですか、最高、期間は、それを導入するということで、非常に良好な関係で来ておると。良好な関係じゃなかったら導入はしないと思うんです。その点、どうですか。

○内山市民サービス課長　　集落支援員の要望につきましては、平成27年に区長会を通してこういう要望がありました。国のほうでこういう制度があるということで、ぜひ集落に集落支援員を置いて活動できないかという要望がありまして、市のほうとしていろいろ検討してまいりました。その中で、区長会として他地区の活動状況なんかも視察にも行かせていただきまして、今回、地域おこし協力隊という形で九鬼のほうにまず入っておられる方がおります。この制度を利用するに当たって、ぜひ、現地域おこし協力隊の方に残っていただきたいと、必要な人材であるというような要望も聞き取りを受けておりました。そういう中で、ほかの、九鬼、須賀利とか、早田からもそういう要望があるんですが、まず九鬼地区でスタートして、結果が良好であれば、他地区への導入もまた検討していく必要があると考えています。

○野田委員　　副委員長の話の延長になるかもわかりませんが、ペーパーで月1回、センターを通していただくということなんですけれども、それじゃなくて、実際に、1カ月に1回ということは非常に厳しいかわかりませんが、何らかの形でというような、市長のほうの指示で要請するという形ですか。トラブルということはないでしょうけれども、いろんな問題点とか、課題というのが出てきた場合に、それはどのように対応するんですか。

○内山市民サービス課長　　九鬼センターにうちの職員、センター長がおります。いろんな要望とか、そういう問題が出てきた中で、まず、九鬼センター長のほうと相談をしてもらおうと。その結果、地元で対応できる分については地元で対応していただく。本庁のほうで関係課と協議が必要な場合は、本庁のほうで調整させていただくというような形になると思います。

○野田委員　　あと、2点お願いします。

成果目標のところ、集落支援員がいなくなっても地域で取り組んでいることを自分たちで継続して活動していける状態にするということで、これは非常に理想的な話なんですけれども、地域を見ていますと、高齢者の方が多くなって、そういうリーダーシップを発揮する若者の支援員がいなくなると、またもとに戻ってしまうというような状況ははかれるわけなんですけれども、その点、どういうふうに考えていますというところ。

○内山市民サービス課長　基本的に、制度の目的が、地区住民がみずからが課題を認識して、例えば課題といたしましても、いろんなごみ出しのこととか、祭りを今後どうしていくのかというような小さな、小さなということはないんですが、地域で取り組んでいく必要のあるものも出てくると思います。集落支援員がいなくなった場合には、その後、せっかくやったことがまたゼロの状態に戻ってしまうというのは心配されることも想定はできるんですが、できるだけそういう状態にならないような仕組みをつくっていくというのが目的であると考えています。

○野田委員　一つ、リスクじゃないですけども、その制度はいいものであったとしても、継続性で2年間という部分が、国の制度によって、一般財源、地方交付税によっていただいて、それを活用するということがいいことなんですけれども、この2年間済んだ後の支援員の身分保障というのは、それで打ち切りになるわけですか。

○内山市民サービス課長　基本的には、2回延長できると。また、活動内容によっては、さらに1年更新することができるというふうになっています。集落支援員の方の考え方もあると思うんですが、その後、地元で職を探して住んでいただける方もみえると思います。また、終わり次第、よそへ行かれる方もあるとは思いますが。そこは今後の活動の内容によっては変わってくるのではないかと考えています。

○野田委員　先ほど言ったように、いなくなってもできる体制づくりというのが非常に重要だと思うんですよね。そこら辺は、市のほうできちっとしたものをつくるなり、意識の上で、地域の方が本当に活躍なり、活動なり、生きがいを持てるような体制づくりというのは、支援員だけに任すことなくやっていただいでほしいという私の要望ですけども。

○内山市民サービス課長　基本的に更新に当たっては1会計年度となっておりますので、また、半年間ではありますが、来年当初予算に更新する経費を上げる場合に、その活動内容についても議会のほうへ報告させていただきまして、また検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○野田委員 ありがとうございます。

○内山市民サービス課長 2回延長できるということで、ことしスタートが10月からということで、来年3月までが1回とカウントされますので、30年度は丸々1年で2回目と、31年度が1年で3回目というふうに考えております。

○濱中委員長 といいますと、今後、年度初めからお願いする人ができれば、通算3年間というふうになるということによろしいですね。

○内山市民サービス課長 先ほどの集落支援員の要項に、委嘱期間は4月から3月までの1会計年度を単位として、また、一つ、特別交付税の措置がいつまで続くかどうかというのがまだ不明確な部分もございます。一応、特別交付税が担保できれば、その期間において2回まで延長するというので、3年間を予定しております。

○濱中委員長 簡潔に、野田委員、どうぞ。

○野田委員 そうしたら、今、僕が言っておるのは、地方交付税というか、財源がそこでストップした場合に、支援員の方が予定もしていない状態で終わるといようなことがあっては、支援員の人の生活のリズムというか、スタイルも変わってしまいます。その点、どうなんですか。考えておいてあげるか、それとも、1年後に、これで終わりですよとかという、指示なり、合図というか、そういうのを言うべきじゃないんですかということをお願いなんですけれども。

○内山市民サービス課長 当然、2月、3月になって、来年度が交付税がないのでこれで終わりですというようなことにはできないと考えております。ただ、市のほうとしても、財政と協議する中で、一応、市長のほうも、もしそういう制度でうまくいくようであれば、市単でも考えていく必要もあるというような返事をもらっていただいておりますので、また今後、集落支援員の活動状況を見ながら、そこら辺はまた改めて予算を協議していただく中で検討していきたいと考えています。

○野田委員 ありがとうございます。

○仲委員 集落支援の目的は、集落の維持と活性化対策と、幅広い目的がありますので、基本的なアンケート調査とかいうのはもちろん実施するということになると思うんですけど、活動しやすいような体制づくりというか、区とか、それからセンター長と執行部の中で、きっちりと調整した中で、本人が活性化の仕事がしやすいようなあれを一つお願いしておきます。

以上です。

○内山市民サービス課長 センター長だけじゃなしに、本庁のほうからも地元へ

出向くような形で連絡会議等を開いて調整を図っていきたいと思います。ありがとうございます。

○濱中委員長　ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○濱中委員長　それでは、次に移ってください。

○内山市民サービス課長　それでは、資料の3のほう、通知をさせていただきます。国民健康保険制度についての説明を担当の小川係長のほうからさせていただきますので、よろしくお願いします。

○小川市民サービス課係長　それでは、国民健康保険係より御報告させていただきます。

例年と同様に、国民健康保険の保険証につきましては、9月30日で一斉更新となります。10月1日以降に御使用いただく新しい保険証につきましては、本日15日付で発送させていただく予定です。来週から順次、被保険者の皆様のお手元に届くことと思います。

今回は、新しい保険証とともに、平成30年4月から国民健康保険制度が変わりますというチラシを同封させていただきました。平成30年4月からの国民健康保険の県一元化につきましては、昨年度より、生活文教常任委員会において御説明させていただいておりますが、今回は、被保険者の皆様に向けたお知らせということになります。平成30年4月以降は、県が財政運営の責任を担うこととなるものの、保険証の発行、加入、脱退等の諸手続、保険税の賦課、徴収等の業務は、現行どおり市町が行いますので、被保険者の皆様にはほとんど影響がないものと考えております。

他方で、県一元化後に、毎年市が県に納めることとなる納付金の額につきましては、県のほうで各市町の医療費や所得水準を考慮し、それぞれの納付金の額について仮算定を進めており、先日13日に開催された連携会議において、第3回目の仮算定の金額が各市町に示されたところです。ただし、これは、平成29年度から県一元化制度改革が行われたと仮定して試算した結果であり、また、平成30年度以降の国の財政支援拡充分が一部未参入であるなど、不確定部分がまだあるため、平成30年度の実際の納付金等の判明にはもう少し時間がかかる見込みです。今後も、明確な情報がわかり次第、議会の皆様へ御説明させていただきますとともに、被保険者の皆様へもお知らせしてまいります。

以上です。



○濱中委員長 前回の委員会のほうでもこれの説明をいただいております。今回は、お知らせが配られますということで、内容を皆様に御報告という、そういう段階ですので、それを踏まえて、今、確認があれば、御意見があれば、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 それでは、市民サービス課のほう、ありがとうございました。  
交代の間、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時27分)

○濱中委員長 では、会議を再開いたします。

環境課の報告に移ります、説明を。

○竹平環境課長 座って失礼させていただきます。環境課です。どうぞよろしく  
お願いいたします。

環境課につきましては、報告案件が、平成29年度浄化槽普及促進事業についての1件でございます。これにつきましては、資料について御説明させていただきます。資料を通知させていただきます。

これにつきましては、平成29年度の執行状況と国庫補助金の執行状況について、中間報告という形で報告をさせていただきます。

それでは、資料1ページをお願いいたします。

平成29年度執行状況といたしましては、予算基数といたしまして、5人槽が53基、7人槽が4基、10人槽が3基、基数として60基でございます。配管費は25基と、単独浄化槽の撤去費として8基の予算措置をしております。これの執行状況でございますが、8月31日現在といたしまして、5人槽が35基、7人槽が1基、10人槽が1基、基数としまして、今現在37基でございます。配管費については10基、単独浄化槽の撤去費については1基でございます。その内訳といたしましては、5人槽については新設が26基、転換が9基、7人槽は新設が1基、10人槽が転換として1基、これは、配管費のくみ取りからの転換が9基、単独処理浄化槽からの転換が1基でございます。撤去費については10人槽のほうは1基という、このような状況になっております。予算といたしましては、予算額として2,311万6,000円に対しての執行額は、今現在1,327万2,000円ということになってございます。

2番目でございますけれども、これの交付金の今の決定状況でございますが、5人槽については、予算が53基でございますが、交付決定といたしましては、まず、一発目の7月に内示がありますけれども、39基、7人槽が1基、10人槽が1基、単独浄化槽の撤去費が5基という形になっております。これに対しまして、9月要望を実施いたしております、9月要望で、今現在の執行状況を加味して、5人槽では50基、7人槽では2基、10人槽で2基、単独浄化槽の撤去費5基ということで要望をいたしまして、先日内示のほうがございまして、満額ついているという状況でございます。また、今後12月に向けて、執行状況を調整しながら要望調整を行って、また交付についての決定に伴って予算措置をしていくというふうな形になっております。

2ページをごらんください。

2ページにつきましては、参考といたしまして、平成28年度の実績と平成27年度の実績をいたしております。この中で、基数としては余り増減はございませんが、7人槽のところにつきましては、28年度が1基に対しまして、27年度が13基でございます。これにつきましては、平成28年7月に、処理対象人員算定の基準となる面積緩和措置を三重県に実施していただいた結果、このような7人槽から5人槽への増というような結果となっておりまして、29年度もそのような状況で進んでおります。

下の①と②につきましては、補助金の内訳と補助率ということで記載をさせていただいております。

説明は以上でございます。

- 濱中委員長 浄化槽の促進事業に対しての中間報告ということで報告をいただきました。今後、年度末に向かって、あと、こういった動きがあるか、また、後々の委員会でもその都度お示しをいただくこととなりますが、この現段階の状況で御質問等がございましたら。
- 楠委員 設置はふえる見込みがあるのかどうか。人口減とか、いろいろ建物も減ってきているので、その格差が多少あるかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
- 竹平環境課長 基本的に、面積緩和のほうが130平米を超えるものが7人槽であったのを165平米までは5人槽で構いませんということで三重県のほうが実施していただきまして、それに伴って、27年から28年度の増減としては、5人槽に移った、その中身を精査したところ、8基ほど本来7人槽である部分が5人槽

に変更しております。

それと、基数の増減ですが、これは年々、その家を建てる状況によっては当然変わりますので、くみ取りからの転換とか、そういったものがふえる可能性もありますが、設置状況としては、今のところ、大体50基程度が年間推移をしているという状況でございます。

○楠委員　　まだ単独浄化槽を使っている方もいると思われまので、生活環境だとか、環境配慮の関係で、どんどんこれから合併処理浄化槽の推進をしていければいいんじゃないかと思っておりますので、どういう対応をこれからしていこうとしているのか、そこだけ確認します。

○竹平環境課長　　本来、水質保全については、合併処理浄化槽の普及促進ということでございます。これが一番でございますが、この件につきましては、こういった転換に対する補助、これは平成26年度から、そういった従来のもともともある補助金に加えて、転換に対する補助もやってきております。また、これについては、どういう補助があるかということについては、広報を通じて周知のほうを努めておりますので、啓発のほうは、こういった事業がありますよということで、市民の方がより使いやすい状況になるようなことで周知をしていきたいというふうに考えております。

○野田委員　　簡単なところで、交付決定額、2番目のほうですけれども、5人槽のところ、これは7月末までと言われたんではしたか。

○竹平環境課長　　交付決定については4月1日に国からの内示が来ますが、大体7月ごろに決定いたします。それで、その決定を受けて、基数が少なかったのも、さらに市としては要望をして調整していくということで、この9月8日、内示のほう来まして、満額つきましたということになっております。

○野田委員　　国庫補助金と交付決定額のところで、金額が478万6,000円と、括弧で470万3,000円となっているんです。どうなんですかね、この差は。

○北村環境課係長　　478万6,000円と407万3,000円の差というのは、補助対象額が407万3,000円で、残り8万3,000円は単費ということになります。

○野田委員　　②の2ページのほうなんですけれども、浄化槽普及促進事業補助金の補助率のところ、新設、国のほうが3分1補助、今、市のほうが3分の2補助ということで、これは平成26年からやられているのかなと思っておりますが、県の補助がなくなって、市が持っている状態になるんですけれども、今後の流れは

どうですかね。このまま新設についてはいくという状態ですか。

○竹平環境課長 県の動きも実際のところは動向を見て進めていかなければならないと思っておりますけれども、今現在は、県の補助がなくなったことによって、市が3分の2を補助すると。そのことによって、市民の方が33万2,000円の補助がございましてけれども、これを市が3分の1だけのもともとの従来の補助に戻すと、市民の方が受ける補助金については16万円程度になるということになりますので、その辺も加えて、ただ、今後の動向としては、県は合併処理浄化槽が義務化になったことからこういった補助金を切ってきておりますので、さらにこれが転換とか、そういった促進についても、補助金のほうが切られるような状況がございましたら、そのときにはまた議会のほうにお示しもさせていただきながら、今後どういうふうにしていくかということも検討しなければならないというふうに考えております。

○濱中委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 環境課のほう、これで終わります。ありがとうございます。

それでは、交代の間、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時37分)

(再開 午前10時43分)

○濱中委員長 少し時間が早いですが、皆様おそろいになりましたので再開いたします。

次は、教育委員会のほうの報告を受けます。

教育長から一言いただけますか。

○二村教育長 教育委員会からは、報告事項ばかりでございましてけれども、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○濱中委員長 それでは、教育委員会からの報告を受けます。

○佐野教育総務課長 教育委員会からは、教育総務課と生涯学習課のほう、それぞれ報告をさせていただきたいと思いますが、まず、教育総務課のほうから報告ということで、まず一つよろしく申し上げます。

今通知をさせていただいた部分で、まず、資料1ということで、平成28年度教育委員会の活動の点検、それと評価の報告書について御報告をさせていただきたいと思います。

今、通知をさせていただきました報告書でございます。こちらのほうをごらんいただきたいと思いますが、これは、教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、教育行政事務の管理及び執行についての点検、評価、これを毎年行って、その結果を議会のほうにも報告させていただくと。それと公表をあわせてやらなければならないというようなものでございます。そういうことで、議会への報告と公表ということをごさせていたただいておるものでございます。

また、点検、評価におきましては、教育に関し、学識経験を有する、いわゆる知見を持った外部の方にも見ていただいたり、活用を図るということとなっておりますので、31ページのほうを今通知させていただきますが、この報告書の中の31ページのほうに、第三者評価、学識経験者の知見の活用ということで、この二方に評価のほうもいただいているということです。お一方が、元尾鷲小学校校長の谷良純さん、それと、社会教育委員長の湯浅祥司さん、このお二人をお願いしております。

報告書の項目につきましては、表紙の裏のほうに目次がございますので、そちらを通知いたします。

まず、Ⅰ、はじめににおきましては、先ほど説明をさせていただきました制度の趣旨について1ページに、そして、2の点検・評価の対象と3、評価の判断基準、こちらのほうは2ページのほうにそれぞれ記しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

3ページ、4ページのほうをあけていただきますと、そこには、尾鷲教育ビジョンの体系図と施策の体系図というものが3ページ、4ページということで続いて記されております。

続きまして、次のページの5ページを見ていただきたいと思いますが、こちらのほうに事業評価ということで評価一覧表を記載しております。ことしにつきましては23の事業が上がっておりますが、これらは次のページの6ページから28ページまでの間、その6ページのような主要施策の成果及び実績報告書の様式を用いまして事業の内容が上がっているというものでございます。

そして、Ⅲの教育委員会の活動状況というのが今通知をさせていただきましたが、29ページから30ページにわたりましてでございます。こちらのほうは、教育長以下、教育委員の方4名、合わせて5名の方の活動状況ということで、1年の主な活動の内容を書いております。

そして、Ⅳの第三者評価につきましては、先ほど表のほうを見て、お二方のお名

前を確認はしていただきましたが、31ページのほうから42ページにわたりました、それぞれの委員の方の評価が23の事業にわたりましたというところでございます。

また、Vの教育委員による評価につきましては、先ほど見ていただきました教育委員5名の評価を委員会として1本にまとめて記載をさせていただいております。そちらが通知をさせていただきましたが、42ページから48ページにわたりました、主要施策別にそれぞれ評価を記載しているというものでございますので、報告書ということで、また後ほどごらんをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。なお、公表につきましては、尾鷲市のホームページにも報告書のほうを掲載させていただいて、閲覧していただけるようにいたしますので、よろしく願いいたします。

まずは、点検・評価報告書について以上でございます。

○濱中委員長 各項目に関しましては、昨年度の振り返りということもでございます。今後あります28年度の決算の委員会のほうのまた審査の参考にしていただける部分かと思っておりますので、後ほど詳しくごらんいただければと思います。

次の項目の説明をお願いいたします。

○佐野教育総務課長 続きまして、通知をさせていただきますが、資料の報告の2番目になりますが、尾鷲小学校と向井小学校の遊具の遊具の設置についてということで説明をさせていただきます。

小学校の遊具につきましては、昨年、各小学校で危険遊具と判定されたものは撤去をさせていただき、本年度から2年をかけまして各学校に新しい遊具を設置するというところで取り組んでいるところでありますが、本年度分実施分としまして、尾鷲小学校と向井小学校の設置がこの夏休みの期間中に終わりました。事業の内容と概要といたしましては、そこにございますように、予算額が1,110万円で、落札した契約額が953万6,400円ということで事業をさせていただいております。

まず、尾鷲小学校のほうは、上段のほうにございますように、もともとここには通称ロケット遊具という鉄製といいますか、鋼製の複合遊具がありましたが、それが危険遊具ということで撤去をさせていただいた。その後、ごらんのような滑り台や雲梯等を組み合わせた遊具を設置させていただいたところです。

向井小学校につきましては、はん登棒、上り棒というものがこの左側、それと雲梯、こちらのほうを設置させていただきました。いずれも、先ほど申しましたが、

夏休みの完成をさせていただきましたので、2学期以降、子供たちもここで元気に遊んで、遊具を使っておられるというふうなことです。二つ目の遊具については、まず、ことし1年こういう形でやらせていただいて、残り、来年は、宮之上小学校、矢浜小学校、賀田小、三木小を予定させていただいているというようなことでございます。

以上でございます。

○濱中委員長　この遊具に関しましては、定例会後の学校訪問を予定している中で、尾鷲小学校などはじかに確認をしていただく機会がございます。これについて、もし御質問がございましたら。よろしいですか、報告ということで。

○野田委員　遊具なんですけれども、先ほどの点検・評価基準とも関係してくるんですが、どのような点検というのをされている。昨年からされておったということ……。

○佐野教育総務課長　実は、3年前になるんですが、一斉に各学校の危険な遊具もあるということ、いろいろあって、鉄製の遊具、切れたりということもあるということで、公園の遊具の基準に照らして、日本の中でいえば、そういう基準があるんですが、それにあわせて見ていただいた中で、危険遊具と判定されたものを撤去を昨年させていただいて、とった後、各学校との打ち合わせ、いろんな話をする中で、こういう遊具がという要望等々もお聞きした中で、この2年間で、ことしと来年とで更新をしようということで計画を立てまして、まず1年目ということで、この2校について設置をさせていただいたという状況でございます。

○野田委員　平成14年にそういう遊具の設定基準というか、いろんなリスクがあって、けがをしたとか、そういう問題が全国で発生してきて、そういうのの分で、リスク管理という分で行われているわけなんですけれども、それについては、評価基準の中では、1学期が終わった後で、その学校の責任者がチェックをするというようなことが書いてあるんですけれども、そのような体制はどのようになっています。一番重要なことだと思うんですけど。

○二村教育長　学校では、いつも年度初めに、まず、遊具等々全体の安全点検を行います。それから、当然、新入生等が来るようなことに限っては、金づちでこんこんたたきながら安全点検をやります。そんな中で、また教育委員会のスタッフを派遣して、自分たちで修繕可能な部分については、過去ずっと安全点検を実施しながらやってまいりました。当然、学期の終了時、また新たに2学期が始まる時、そういうような形で、各学校の校内点検、校外点検というのを実施しております。

ところが、随分老朽化が進んできて、自分たちの点検、補修だけではなかなか追いつかないと。専門家に改めて、国の評価基準等にのっとって安全の点検状況を実施して、今回、こういう事業をさせてもらった次第でございます。

○野田委員 基準要領というんですか、小学校の教育法の中の基準要領の中に、昔から、滑り台、ブランコ、そしてもう一つは何ですか、三つの、それが指導要領の中に入っていますけど、この基準は今も変わっていないんですか、設置基準としては。

(発言する者あり)

○野田委員 ありがとうございます。以上です。

○濱中委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 では、次の説明、お願いします。

○佐野教育総務課長 続きまして、次のページの資料3のほうをおあげいただきたいと思います。

こちらは、平成30年度の入学に対します三重大学の教育学部推薦入試、その中におきまして、今回、地域推薦という制度が新たに設けられましたので、そちらのほうを御説明させていただきたいと思います。

三重大学におきましては、教育学部において、入学者の分布、それと県下の教職員の出身等を分析された中で、三重県の南部地域の人材、これが少ないということから、本年度の推薦入試におきまして、いわゆる地域枠の制度を設けて実行していただくことになりました。この地域枠推薦ということの目的は、学校教育養成課程における各コースの初等教育の選修、それと、学校教育コースにおきましての教育学専攻ですとか、教育心理学の専攻、そういうものの勉学に強い熱意と研究心を持って、それで将来、この三重県南部地域で小学校教育に貢献する意思を持つ、そういう意欲的な主体的な学生を養成するということを目的に行われるものでございます。

推薦の要件につきましては、来年高等学校卒業見込みの者、また、本年度中、平成29年度中に高等学校卒業、または卒業見込みの者ということで、地域としましては、鳥羽市以南、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、紀北町、そして本市と熊野市、御浜町、紀宝町、この地域に居住して、この市町のあるところの高等学校卒業、卒業見込みという方で、最終的に三重県南部地域の小学校の教育に高い関心と強い意欲を持って、将来、教育者としてこの市町に定住する意思の強い者というこ



とでございます。

居住する地域の市町の教育委員会が行う面接によりまして推薦を受けた者、これがプラス1、また、もう一つは、合格した場合に、南部地域において教育実習などの活動を行って、将来教員として定着することについての誓約書、これも提出をする者という要件がついております。

今後の手順につきましては、その資料の一番下のほうになりますけれども、教育委員会のほうで面接の申し込みを10月の中下旬を目途に行いまして、11月の中旬ごろに面接を実施し、その結果を11月末までには通知をさせていただくというようにしております。これを経まして、受験生は三重大学に、こちらのほうは日が確定はしておりますが、12月15日から20日までの間、この期間に出願をするということになっております。

今回のこの制度を使って、地元出身の教員が減少しているという、こういう現状の中で、学校現場にとっても大変ありがたい制度であるというふうに思いますし、本市の教員志望の皆さんには、ぜひともこの制度を利用していただいて挑戦していただければなというふうに思っております。こういう制度ができて、29年度の今回の推薦入試の中で実施されるということの説明でございました。

以上でございます。

○濱中委員長 三重大学の地域推薦についての御説明をいただきました。これについて御質問のある方。

○村田委員 この地域枠の人数はどれだけになっているの。

○佐野教育総務課長 説明が漏れていたと思いますが、これは、先ほど申しましたように、学校からの推薦という流れの中にうちの教育委員会の推薦が付加される形になるんですが、各学校からの推薦は5名が上限ということです。それで、先ほど、コースも複数あったと思うんですが、各コースに2名以上はだめということです。5名という上限の中でコースを選んで出願をするということです。尾鷲高校ですと、5名で初等教育の各コース、それと心理学等々の教育コースのほうに、それぞれのコースに1名の枠で推薦するというような形になります。

○村田委員 人数はわかったんですけど、当然、教育委員会のほうで面接とかすることになれば、幾ら学校のほうから推薦されたかといって、学力の程度、こういった評価も基準となるのではないかな。その基準はどこの辺に持っているんですか。

○佐野教育総務課長 ここの中は、主な要件ということで、あえて書いてはなかったんですが、学校のほうの成績でいうと4.0以上の方が推薦の対象になるとい

うことで大学のほうが基準として決めております。

- 村田委員　　ということは、今、5名ということを知ったんですが、最大5名推薦入学できるということなんですね。
- 佐野教育総務課長　　推薦入学できるというか、出願できるということでございますので、尾鷲高校からは5名以内という形での推薦の枠があるということで御了解いただきたいと思います。
- 仲委員　　今の説明で大体わかったんですけど、三重大学への出願以降のどのような試験があるのかというのはちょっとわかりにくいので。
- 濱中委員長　　出願した後、その大学の試験科目ですね。
- 佐野教育総務課長　　通常どおりにセンター試験を受けていただきますし、学校の試験も受けていただいて、それに、いわゆる採用枠的な形なのかなとは思いますが、そういう推薦枠の中での判断がされるというようなことだと思います。
- 濱中委員長　　ほかに。
- 楠委員　　制度的には、教育者の人材育成としてはすごく大切なことだと思うんですけど、主な要件の中の最後に、将来、教員としての定着することについての誓約書を提出する者とはなっているんですけど、一応、出すことは出すんですけど、職業選択の自由からすると、そこまでコンクリートしちゃっていいのかどうか。結局、4年間勉強はしたけど、定着する気はありませんというような場合が出てきたときにどういう対応をとるのか教えてください。
- 二村教育長　　当然、これは、高校において徹底したガイダンスを行います。そういうことの中で、いわゆる地元の教員として将来自分はこの仕事につきたい、そしてそのために自分の人生を全うしたいというふうなことが恐らく基本になってまいりますし、その志望動機等が一番問われるところだというふうに思っています。そういう点で、県教委ともその辺の整合性を図って、地元で教員をしたい者が努力した結果が報われるような、そういう制度をつくりたいということでございます。
- 楠委員　　制度としてはわかるんですけど、4年間学業の中で、いろいろ人の考え方というのは変わってきますよね。例えで言っては失礼なんですけど、防衛大学でも任官を受けないという学生もいるわけですね。そういうことを考えたときに、本当に5人以内の学生さんがしっかりと来てくれるという担保をどこかでとっておかないと、その後、教員もなりませんと言われたときに、これから尾鷲高校の子供たちの推薦は一切は受けませんよということをするのかどうか、そういうことになってしまうのかどうか、そういう不安というのはないんでしょうかね。

○二村教育長 御指摘のことというのは生じる可能性というのはなきにしもあらずですので、ただ、先ほど言いましたように、地域の小学校教育に貢献する強い意思を持つ者という形でカリキュラムの中で学習をしていきますので、それが仮に生じたときには、どういうふうにしていくかということについては、今後もう少し検討しなければいけないのかなというふうに思っておりますが、我々の今の事前のいわゆる審査、また今後の三重大での教育のあり方、そういうことを含めると、そういう可能性についてはほとんどないのかなというふうに自信は持っておるんですが、人間のことでありますから、今後のことについて、今、御指摘のようなことについても、大学側と検討はさせていただきたいなと思っております。

○楠委員 一応、概要はわかりました。基本的に、大切なことなので、しっかりとリスクマネジメントをしておかないと、後でこんな話じゃなかったとか、こういう対応はできなかったとかいうことがないようにしていく考え方を早く示したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○濱中委員長 現時点で、三重大のほうからそういった心配に対してのペナルティーが具体的に示されているわけではないんですね。

○二村教育長 具体的には示されておりません。ただ、随分自信は持ってみえるのかなというふうに思っております。

○濱中委員長 この件に関して、ほかによろしいでしょうか。

では、次の説明に移っていただきます。

○芝山生涯学習課長 それでは、生涯学習課のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

その他の報告事項といたしまして5点ございますので、5点報告をさせていただきます。資料のほう、通知をさせていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、資料1でございます。7月30日に三木里海岸にて行われましてオープンウォータースイミング三重大オープン2017尾鷲の開催結果についてでございます。一番表の下をごらんください。参加者数でございますが、エントリーの数で、男子61名、女子が45名、合計106名というエントリーをいただき、当日参加された方が、男子58名、女子40名の98名というものでございました。1名棄権というのがございますが、これはオーバータイムリタイヤということで、規定内にゴールできないということで途中棄権という扱いになったというものでございます。なお、昨年度の大会は5キロメートルの部のみの

開催でございまして、男子 21 名、女子 12 名、合計 33 名という参加でございましたので、3 倍近い参加を得ることができたというものでございます。

では、続いて、2 ページをごらんください。

大会結果でございますが、まず、2 ページは、5 キロメートルの部、日本選手権トライアルの部で男女の順位表でございます。男子の順位の欄にオープンと書いてある 2 名がございまして、このオープンというのは東京オリンピックの強化選手で、日本水泳連盟から派遣されたオープン参加選手でございます。三重県の出場選手の中でトップだったのは、全体の中の 3 位、黄色い網かけをしている選手でございますが、小林祐馬選手でございます。小林選手の一番右側の欄に、えひめ国体の順位を記入させていただいておりますが、先日、9 月 12 日火曜日に、愛媛県松山市にてえひめ国体のオープンウォータースイミングが無事開催をされ、終わることができました。小林選手は見事 7 位入賞を果たすことができました。

また、この三木里の大会に出場していただいた選手で、オープン参加であって野中選手が国体 2 位、同じくオープン参加の南出選手が 6 位、小林選手 7 位、優勝の豊田選手が 8 位ということで、国体でも 8 位入賞に入った方が 4 名も参加していただいているというものでございます。また、7 位に入られました赤い文字の菊池泰雅選手は尾鷲市の出身の選手で、現在は、オープンウォータースイミングにも大変力を入れている日本体育大学のほうでオープンウォーターも含めて水泳をされております。三重国体のときには、十分三重県代表を狙える選手というもので期待をしている選手でございます。

下の段は女子でございます。同じく、オープン参加が 3 名でございます。三重県トップは全体の 4 位、黄色い網かけで、池田沙羅選手で、尾鷲市の選手、尾鷲高校の 2 年生の選手でございました。えひめ国体での結果は、池田選手は 25 位、目標としておりました去年の三重県代表選手よりも上位の成績で県順位を上げることができました。なお、女子もオープン参加の森山さんが国体で優勝され、8 位入賞までに 4 名が入られているということで、今回の三木里大会も大変レベルの高い大会となったというものでございます。

次のページ以降は、男女 5 キロメートル、一般の部の結果、それから 3 キロメートル、1 キロメートルの部の結果を掲載させていただいております。なお、男子 5 キロメートルの部の第 2 位楠選手は、楠委員さんの息子さんということで、神奈川県の方から参加をいただきました。ありがとうございました。

また、女子の 5 キロメートルの部の優勝されました貴田裕美さんは、前回のリオ

デジャネイロオリンピックの日本代表選手でございました。愛媛大会では2位という結果でございました。

5ページ以降には、大会当日の写真も掲載をさせていただいております。一番上の写真が、スタート直後の様子の写真でございます。三重紀北消防組合の水難救助隊のダイバーの皆さんも、いつもこの大会に協力をしていただいております。また、ライフセーバーやシーカヤックでの監視の皆様ということで、安全管理はガイドラインに沿って万全を期して望んでおります。

選手の手首には黒いバンドがついているのが見えると思いますが、これは、今大会から自動計測器を導入いたしました。自動計測器によって、一番下にある写真で、ゴールのところのタッチ板をタッチしている写真がございますが、このゴールにタッチすれば、自動で順位やタイムがはかれる仕組みを導入し、これも無事作動しております。

また、受け付け作業の様子は、体育協会やスポーツ推進員さんの皆様方が御協力いただきまして、ナンバリング等をしていただいております。

また、右下の空撮は、ドローンを飛ばしまして、ドローンによる空撮写真で、動画も撮影をいたしております。

次のページでは、三重県代表となりました池田選手と小林選手、また、一番下の写真の1位の選手は、オリンピック代表の貴田選手でございます。

以上が資料1の説明でございます。

それでは、続いて、資料2も説明をさせていただきます。

三重とこわか国体誘致競技についてでございます。所信表明にもございましたが、7月31日の三重県準備委員会におきまして、クップの開催が正式決定をされましたことで、ユニカール、ウオーキング、クップというデモンストレーションスポーツが尾鷲市にて開催されるということが決定しております。今後は、これらにかかわっていただいております既存のサークルや団体の皆様と連携をしながら、推進母体となる組織の設置というものも含めて、競技の普及に努めてまいりたいというふうに思います。

なお、ユニカールにつきましては、ことしから三重県スポーツフェスティバルのユニカール競技が、これを受けて尾鷲市で開催されることになりました。10月22日に市の体育館にて開催されることとなります。また、下の写真は、同じく7月31日の準備委員会にて、知事から市長に国体旗が手渡された様子でございます。この国体旗は、開催協議を紹介するパネルなどを今作成しておりますが、そのパネ

ルの作成が完成し次第、市役所の前の玄関のところに飾って、当面、市民の皆様にPRをさせていただきたいというふうに考えております。

資料2は以上でございます。

○濱中委員長 オープンウォータースイミング、国体に関する報告をいただきましたが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 では、次の説明に移ってください。お願いします。

○芝山生涯学習課長 それでは、続きまして、資料3、子育てHAPPY DAYについてでございます。

この取り組みは、現在、福祉保健課が中心になって進めております尾鷲市子育て関連5課の取り組みでございます。関連5課というのは、市長公室、市民サービス課、福祉保健課、教育総務課、生涯学習課でございますが、この子育てにかかわる5課の取り組みを、今回は中央公民館を主会場としてイベント形式で行ったことから、生涯学習課のほうから報告をさせていただきたいと思っております。

内容といたしましては、去る8月27日、日曜日に、中央公民館と三木浦コミュニティセンターにて子育てHAPPY DAYというイベントを開催いたしました。これは、7月に開催しました第10回尾鷲子育てまちづくり座談会にて、現在活発になってきております市内の子育て支援の活動を個別の活動として進めるばかりではなく、尾鷲市の子育て支援という大きなくくりの中で、ともに連携しながら取り組んでいこうということが決まりました。また、その際に、それぞれの活動を「子育てHAPPY」という概念で取りまとめようというような提案もされました。この「子育てHAPPY」というのは、現在、「健康HAPPY DAY」というのが福祉保健センターで行われておりますが、そのやり方をモデルにして、「子育てHAPPY」という概念でいろんな活動を取りまとめようというものでございます。

また、このHAPPYの概念を具現化する一つの手法といたしまして、HAPPY DAYという今回のイベントの提案になったというもので、子育てに関するプレーヤーの皆さん方やサポートをしていただくサポーターの皆様、行政が一堂に介するというようなイベントとなったものでございます。

共催の部分をごらんください。共催といたしましては、子育て支援サークルがりら、おわせ盆踊り実行委員会、ママが笑えば世界が笑う、ひだまり実行委員会、おわせまちゼミ、尾鷲市消防団の皆様方がプレーヤーとして共催をしていただきまし

た。

また、協力団体のところでは、尾鷲市連合婦人会、尾鷲市老人クラブ連合会、天満浦百人会、尾鷲市子育てサポーターの皆様方が協力、サポートをしていただいております。

参加者数は、中央公民館では約200人、三木浦コミュニティセンターは34人というものでございました。中央公民館では、子供たちの物づくり体験や軽食や雑貨販売、また、まちゼミからは、名刺の作成体験、消防団の皆様は、水消火器による消火体験、福祉保健課の保健師を中心とした子育てHAPPY DAYコーナーとしてのパパママ健康コーナーなどのブースを設けて、自主活動としてやっていただきました。

また、三木浦コミュニティセンターでは、ひだまり実行委員会というサークルによりまして、ひだまりサマースクールというものが開講されました。宿題をする時間やお昼御飯にカレーをつくったり、読み聞かせ、笑いヨガなどの授業が行われました。

9ページから11ページにかけては、当日の写真を掲載しております。参照していただければというふうに思います。

また、12ページ、13ページは、案内をさせていただいたときに用いたチラシでございます。このイベントは、まちづくり座談会で提唱されまして、正式にやるというのが決まってからイベント当日までは約1カ月という準備期間も余りないイベントでございまして、告知も十分だとは言えませんでした。それでも市内の小学校や保育園、幼稚園には全部このチラシを配布していただき、また、輪内からの送迎バスも出したりいたしました。

また、スタンプラリーといたしまして、直近に行われる子育てイベントとも連携をするような取り組みを行いました。なお、バスの利用者は、ひだまりサマースクールの参加者を中心に13人でした。また、スタンプラリーは、おわせ盆踊りの当日が雷雨というあいにくに天候ということもありまして、三つのスタンプを達成した子供は2名というものでございました。

今後も、この子育て5課の取り組みを通しまして、子育て支援に係るプレーヤーやサポーターの皆さんと活動をともにしながら、つないでいながら支援に努めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○濱中委員長　　子育てHAPPY DAYの事業の成果報告なんですけれども、

これについて御質問はございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　次は、資料4になりますか。次の資料4につきましてなんですけれども、実は、これは一般質問の中で内山議員さんがお聞きした中で答弁いただいたこと、紀北町のプールについての補助金のことがございます。これに関しましては、11月から始まるということもありますので、今後、要綱変更が行われる中で、その準備もありますので、こちらからまずは現行の制度についての御説明をいただきたいということで要請をした項目ですので、その辺、御承知おきいただきたいと思います。

○芝山生涯学習課長　それでは、資料4の現行の制度についての御説明をさせていただきます。

まず、現在運用しておりますプールの補助制度につきましては、尾鷲市他市町公営プール利用補助金交付要領に基づきまして補助を支給させていただいているものでございます。

まず、内容といたしましては、第3条をごらんください。この第3条のところでございますが、利用施設といたしましては、別表1に引用しておりますが、別表1の施設とするということで、2枚おめくりいただきますと、別表1の施設を掲載しております。ここの別表1は、現在、熊野市紀和町のB&Gのプールと大紀町大内山のB&Gのプール2カ所という指定となっておりますが、ここに紀北町健康増進施設も加えていく必要があるというものでございます。

また、第8条のところ、補助金の額を規定しておりますが、これは別表2にありますように、現在は二つ、熊野市、大紀町のプールも、大人300円、中学生以下は1回200円という1回当たりの規定をしているというものでございます。

また、第8条のところ、金額は300円、200円とし、日曜日から土曜日までの間において、3回までを補助するものとするということで、週3回という縛りをここで定めているというところでございます。今後、この別表第1、別表第2の内容も含めまして、この要領の改正というものの手続を進めさせていただきたいというふうに思います。

スケジュールといたしましては、紀北町のプールが11月オープン予定ということから、10月中には改正の手続を進めさせていただきたいと思っております。これは、議案ではございませんので、内部の市長への決済で処理をすることになりますが、その前に、尾鷲市補助金等審査委員会を踏まえる必要がございます。また、



その内容を踏まえまして、この当生活文教常任委員会にも御相談をさせていただきながら、最終的な案を決めさせていただきたいと思いますので、10月中に、改めての委員会の開催をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○濱中委員長　それまでに、紀北町の利用料金等々、資料などが整いましたら、まず議会のほうにも提供いただきたいということが1点と、あと、委員の皆様には、まだ今、日程などは詰めていただいておりますが、10月の恐らく遅い時期で11月の開始までに間に合う時期で委員会をお願いすることになると思いますので、よろしくをお願いします。

今の時点で確認があれば。

○村田委員　本会議で、市長はたしか、この問題については、他市町と補助金の問題については、遜色のないような、そういう扱いをしていきたいんだというような趣旨の発言をされましたね。今、300円と200円、これは暫定的ですが、提示をされておるわけなんです、それが他市町が利用しておるものとどうなのかというところを1点押さえておきたいなと思います。

○芝山生涯学習課長　今の御指摘でございますが、第8条のところ、大人でいきますと、1回当たり300円、それが週3回ということで、それを1カ月に換算いたしますと、過去のデータでは、お一人4,200円、13回利用されている方がございまして、4,200円という金額がこれまでの最高金額でございます。ですので、今の現行の制度でございますと、最大限使われる方で大体月4,000円前後の補助金制度になっているのかなというふうに考えております。

○村田委員　そうじゃなくて、尾鷲市がこれは他市町の利用することでしょう。ほかの地域が、尾鷲市じゃなくて、ほかの町がほかの他市町の施設を利用する、その補助金とどうなのかということをお聞きしておるんですね。

○芝山生涯学習課長　済みませんでした。現在、市民プールのない地域というのがそんなに多くはもちろんないと思うんですが、ほかのプールだけではなくて、ほかの該当する市にない施設を利用する際に、どのようなスポーツ施設を、幾らぐらいの補助を出して補助しているのかというようなところについては、次の委員会までの資料の中でまた調査をさせていただいて、現在その数字はつかんでおりませんので、調査をさせていただいて、また次回に御説明、御紹介をさせていただきたいと思います。

○村田委員　ということは、調査とかということになるんでしょうけれども、そ

の調査した結果、市長の言われておったような形に最終的には持っていくということなんですか。

○芝山生涯学習課長 調査結果が、例えば他市町のそういう施設を利用する際に、補助を出しているかどうかというところも、それもまだ調べていないものですから、まだ今ははっきりしていないんですが、ただ、これまでの本市の場合は、ずっとプールの利用という点に関しましては、特にこれまでの署名も含めまして、経緯がございます。1度は、市民プールがないものですから、民間のプールに市民プールとしての委託料を出していたという過去の経緯もございますので、他市町の状況ももちろんですが、それとあわせて尾鷲市のこれまでの経緯というものもあわせ持って、総合的に勘案していくことが必要なんじゃないかなというふうには思います。

○村田委員 僕は頭が悪いんでしょうかね。課長の説明、余りよくわからなかったんですけども、もう一回説明してくれますか。

○芝山生涯学習課長 現在のところは、まず今の段階で、他市町の状況というのはまだ調査はできていないというのが1点でございます。それと、市長の答弁の中でもございましたが、補助金を出していくということに関しましては、これまでの過去の、尾鷲市は市民プールに対する署名などの活動もありまして……。

○村田委員 だから、他市町の状況と遜色のないような、できるだけ近いような形に持っていかれると、そういうことで努力をされるということなんですね。

○芝山生涯学習課長 それが大前提でございます。

○濱中委員長 恐らく一般質問のときのやりとりの中の一つやったと思うんですけども、私の理解が違っておるのかもしれませんが、地元の、紀北町の人が使うのと、尾鷲市が補助を出してでも、紀北町の地元の人たちとの差額が余り生じないよという部分に関しては、はっきり答弁があったと思うんですけども、そのあたりのことでよろしいんでしょうか、村田委員。それとは違いますか、そのことですね。その部分やと思いますので、それはまた次の委員会的时候に、数字が出た上での御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかによろしいですか。

○野田委員 私は、この事業評価という、きょう見せていただきまして、非常に気になるところは、平成28年度の主要施策の成果及び実績報告……。

○濱中委員長 今、このプールのことではないんですか。

○野田委員 全般的にということ。

○濱中委員長 今、項目別にやっておりますので。

○野田委員 後でよろしい。

○濱中委員長 プールの要綱変更についての情報提供についてはよろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 そうしたら、次の資料に移ります。

○芝山生涯学習課長 それでは、続きまして、資料5、地方創生推進交付金活用事業についての現在の進捗状況の御説明をさせていただきたいと思います。

資料は、資料5、17ページをごらんください。

地方創生推進交付金というのは、今年度実施しております交付金事業でございます。前半を終了いたしまして、現在の進捗状況を御説明するものでございます。この17ページの一覧表のとおり、事業費内訳のところをごらんいただきたいのですが、当課では、子育てしたい・しやすいまちづくりによる移住促進事業といたしまして、見守り子育て推進事業、わんぱく子育て推進事業、本読み子育て推進事業ということで、合計198万4,000円の事業を実施しているところでございます。

見守り子育て推進事業につきましては、平成30年に入ってから講座や移住セミナー等の事業でございまして、まだ現在のところ、準備調整をしているところで完了はしておりません。

わんぱく子育て推進事業につきましては、一部終了しているものが多いものですから、次ページ以降で内容について紹介をさせていただきたいと思います。18ページでございしますが、わんぱく子育て推進事業は、天文サイエンス教室事業というのと自然サイエンス教室事業という二つの教室を行っております。

まず、天文サイエンス教室事業では、1、2、3の三つの講座を行っております。これは完了しております。天文科学館を会場といたしまして、レンズで学ぶ光の不思議や月の不思議、それから偏光板で光を知るといような授業をさせていただいているものでございます。具体的な内容といたしましては、レンズや水の入ったコップを使って光の屈折を学んだり、小型望遠鏡の操作をして月の観測をしたり、液晶ディスプレイやサングラスなどにも使われております偏光板という板を使って光の実験を行うということで、遊びの中で学ぶという趣旨の教室を行ったものでございます。

また、次のページ、19ページをごらんください。

4番といたしましては、これは連携企画ということで、メシエ天体という天体の天文観察の写真展を中央公民館のロビー展示として行ったものでございます。

また、今後、予定というところがございますが、星をじっくり見てみよう講座、

月をじっくり見てみよう講座というもので、これらにつきましては、天文に興味を持ってもらう子供をふやして行って、実際にメシエ天体の観測や月の観測をする尾鷲にしかない子育ての魅力というものをつくっていかうとするものでございます。

20ページから23ページまでは、それぞれの講座の様子というものを写真で掲載しておりますので、また御参照いただければというふうに思います。

次に、24ページでございます。

同じく、わんぱく子育て推進事業でございますが、自然サイエンス教室について御説明をさせていただきます。これも1番、2番の昆虫講座、樹木講座という二つの講座、これも完了をしております。これは、講師に三重大学教育学部の平山大輔准教授と尾鷲市文化財調査委員長の山本和彦先生をお招きいたしました。昆虫講座には、平山先生の教え子で、三重大学の大学院生の伊藤さんが昆虫ナビゲーターとして加わっていただいております。

先ほどの天文講座もそうなのですが、この自然サイエンス教室にも、尾鷲中学校の情報生活部の生徒と顧問の先生が子供たちのサポート役についてくれて、全ての講座に参加をしていただきました。また、子育て支援サークルがりらの皆さんも、サポーターとして親子の観察というものを支援していただきました。

昆虫講座のほうは、午前中に熊野古道センター周辺で昆虫探しというものを行い、午後からは、捕まえた昆虫をもとに、平山先生と伊藤さんの昆虫や生物の多様性についての解説というものを聞きながら、生涯学習課が作成をいたしました『おわせ虫図鑑』というものがございます。今から通知をさせていただきたいと思います。

現物は、このようなルーズリーフに写真を挟んだものでございます。この図鑑を当日参加者全員に配布をいたしました。ちなみに、この中にある写真は、全部尾鷲市内で撮影された昆虫の写真で、尾鷲オリジナルの昆虫図鑑というものでございます。また、この図鑑の一番最後から数ページになりますが、メモというものをつけてございます。普通のノートのメモをつけておりますので、当日、子供たちには、自分が捕まえた昆虫、観察した昆虫の結果をここのメモの中に書き込んで、自分オリジナルの図鑑を完成させるという内容の講座といたしました。また、実物はこのような形で、ルーズリーフのような形で、写真を抜き差しできるようなタイプになっておりますので、自分でとった昆虫の写真なんかも、今後これにどんどん加えて行って、自分オリジナルの尾鷲の昆虫図鑑をつくりましょうというような講座といたしました。

それでは、26ページのほうにお戻りをください。通知をさせていただきます。

今、26ページのほうを通知させていただきましたが、今度は、26ページは、樹木教室の写真でございます。こちら、平山先生と山本先生に熊野古道センター周辺の樹木についてを教えてもらいながら、子供たちは実際に木の実や葉っぱ、種を採集し、その解説をもとに自分のレポートをつくったり、ケースの中に保管して持ち帰るという講座を行いました。この二つの教室についても、尾鷲の自然の中での遊びを学びにつなげていくという子育ての魅力にしていこうという趣旨の講座でございました。

続きまして、次のページでは、本読み子育て推進事業について御説明をさせていただきます。

これは、昨年に引き続き、青空図書館イベントを開催するものでございますが、ことしから、青空図書館イベントは中央公民館を主会場として開催していきたいというふうに考えております。①は、そのプレイベントといたしまして、昨年からお世話になっております皇學館大学の中條敦仁先生によります「絵本選びのコツ教えます」というタイトルの読み聞かせ講座を開催いたしました。親子46人が集まり、先生から、子供の年齢や発達に応じた絵本選びのコツなどを教えていただき、読み聞かせを実践していただいたというものでございます。

また、ことしの青空図書館イベントは10月22日、日曜日の開催予定でございます。「図書館はおもしろい ～おわせの魅力発信～」というサブタイトルで、中央公民館、中庭など、全館を利用して行いたいというふうに考えております。

28ページでは、まだ完成途中ではありますが、チラシの案を掲載しております。中庭にレジャーシートを敷いて、そこで寝転がりながら読書を楽しむピクニックライブラリーや、皇學館大学の中條先生と尾鷲の子育て支援を応援していただいておりますNPO法人イクメンクラブの長谷川代表との読み聞かせトークショー、また、子育て支援サークルがりらがコーディネートいたします青空マーケット等々の読書に関するイベントを開催しようとするものでございます。

これらの子育て支援に関する地方創生の取り組みを進めながら、まずは、現在、子育ての魅力づくりというものをしておるところでございます。また、あわせて、それにかかわっていただく人やサークル、団体の育成支援ということもさせていただきながら、最終的にこの魅力を都市部に情報発信し、子育て世代の移住希望者に、尾鷲での子育てをPRしていくということで、移住につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○濱中委員長　　現在進捗状況について、事業完了のものこれからのもとの報告をいただきました。

この事業に関する御質問がございましたら挙手をお願いいたします。いかがですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○濱中委員長　　今後の、このチラシなんかは案になっておりますので、開催のときには情報をいただいてお知らせをいただければと思っております。

以上が、全部報告事項としていただいたもの、これで終わりなんですけれども、先ほど、野田委員、挙手されましたけれども、さっきの評価のところのあたりのお話があるようでしたら、そのときに挙手をいただければと思います。全てをまとめた意見発表というような形では委員会のほうでは取り扱いはいたしませんので、一般質問なんかで意見なり、やりとりをやっていただくということに努めていただければと思います。まだ委員会のほうもふなれなところもありましようから、この際、ここで確認をしておかなければいけない事項があるのであれば許可いたしたいと思っておりますけど、よろしいですか。

○野田委員　　済みません、まだふなれなところがありまして、御迷惑をおかけします。

一つ、主要施策の成果及び実績報告というところで事業評価をしていただいているんですけれども、私自身、教育と尾鷲の魅力という部分で、いろいろ今言ったように、子育て支援とか、そういうのは非常に頑張ってもらっていいことだと思っているんですけれども、この評価のところは全部ほとんどAになっています。ただ、本当にAなのかなという、私自身そういう気持ちが多量ありまして、尾鷲全体の教育を見る中で、全体という言い方がいいかどうかは別として、尾鷲の教育を見る中で、観光事業とか、いろんな自然等を含めた教育を見る中で、私、35年ぐらい前に閉鎖してしまいました大曾根浦のああいう青少年センターとか、ユースホステルとか、ああいうのが非常に気になりまして、いいところの話はどんどん出てきますけれども、やはり負の部分が何も解消されていない状態になっています。

それともう一つは、個々の教育でやっていただいているんですけれども、二村教育長なんか、特に頑張ってやっていただいている化石とり、あれは応募者が200名以上ありまして、それで参加者を制限するに非常に困っているぐらいのすごい魅力のある事業をボランティアでやっていただいています。非常に感謝しております。

そういう中で、よそから来ている方が、尾鷲に泊まって尾鷲の魅力を再発見する

とか、そういう循環型の教育というのがあってしかるべきじゃないのかなというふうに思っています。教育ビジョンの中でうたわれている尾鷲に対して誇りを持てる町というふうなことを書かれていますけれども、誇りを持てるというのは、自分たちが自分たちの部分を誇りというのはなかなか持てないと思うんですよね。いろんな地域から尾鷲に来て、尾鷲の町に対して喜んでいただく。それを子供たちが見て、感じ取って、尾鷲というのはこういういいところがあるんだというような評価の一つのツールとなると思うんですよ。ですから、そういう部分で、もっとアンケートをするなりにして、ただ、やったから評価Aとかじゃなくて、もっといろんな悪いところも見直しを図りながら、尾鷲の10年、15年の先の夢のある尾鷲の教育という部分をやっていくことも、今現実的にやっている部分と含めて大事な部分じゃないかと僕は思うんですけれども、その点、どうですか。

○二村教育長　　まず、各学校単位でいいますと、年間通して、行事があるごとに、その行事についての感想、あるいは評価をいただいております。それから、年度末には、学校評価、また、学校関係者評価ということで、学校の自己評価と学校にかかわる第三者の方々の評価をいただいております。それを提出してもらって、各学校の評価状況、我々はまず把握させてもらっております。

それと、教育委員会としましては、教育全般というよりは、予算をつけて実施した事業について、現在こういう形で公表して評価をいただいております。そういったかげんで、尾鷲の総合的な教育の評価とか、いろんなものを今後どういうふうにあらわしていくかというようなことについては、また検討しなければいけないかなというふうに思っておりますし、それと、現在、尾鷲の子供たちには、ふるさと教育ということで、地域のさまざまな文化遺産、また人の暮らし、わざ、そういうようなものを学習、体験していただいております。

それと、現在、尾鷲物産協会の方々が尾鷲のフィールドを使って、津とか、いろんな学校に、尾鷲のこういう自然、また文化を紹介して、体験学習をしていただいております。養殖の餌やりをしたり、そして古道センターでヒノキの箸づくりをやったり、そういう取り組みをしながら、他の地域の方々にここのフィールドを使って教育紹介をしておったりさせてもらっています。

今後、我々としても、学校行事なんかを工夫して、夏休みなんかに行えるようなもの、そういうものについて、都会、また近辺の方々に呼びかけて参加してもらえようような、そういう尾鷲型の教育モデルの発信も考えておりますので、また御意見をいただけるとありがたいなと思います。

○濱中委員長　評価基準なんかも書いていただいるようですので、そのあたりも含めて、また精査しながら研究してもらって、一般質問に活かしていただければと思います。

以上で生活文教常任委員会の教育委員会、これで終わります。ありがとうございました。

それでは、以上で生活文教常任委員会を閉じます。お疲れさまでした。

(午前 11 時 45 分 閉会)